

○釜石市子育て応援企業認定制度実施要綱

平成21年10月6日

告示第97号

改正 平成23年10月1日告示第99号の6

平成28年1月29日告示第26号の2

平成29年4月1日告示第32号の39

平成30年3月5日告示第16号の2

(目的)

第1条 この要綱は、仕事と子育ての両立支援や男女が共に働きやすい環境の整備など、仕事と生活の調和推進に関する取組みを進める企業を市長が認定し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業の自主的な取組みを促し、もって子育てを地域全体で応援するという社会的素地の構築を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「企業」とは、市内に本社又は事務所を有し、市内において事業活動を行う法人(国及び地方公共団体を除く。)をいう。

(申請)

第3条 認定を受けようとする企業(以下「申請者」という。)は、釜石市子育て応援企業認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、市長に申請するものとする。

(認定基準)

第4条 市長は、申請者について、子育て応援に関する理念及び方針を有し、かつ次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、釜石市子育て応援企業として認定を行うものとする。

(1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「法」という。)で定める次の制度のいずれかについて、法の規定を上回る措置を講じていること。

- ① 育児休業(子が1歳以上のもの)
- ② 介護休業(通算93日を上回る又は3回を上回る分割取得のもの)
- ③ 子の看護休暇又は介護休暇

(2) 法で定める次の所定外労働の制限のいずれかについて、法の規定を上回る措置を講じていること。

- ① 育児を行う労働者の所定外労働の制限
- ② 家族介護を行う労働者の所定外労働の制限

(3) 法で定める次の時間外労働の制限のいずれかについて、法の規定を上回る措置を講じて

いること。

- ① 育児を行う労働者の時間外労働の制限
- ② 家族介護を行う労働者の時間外労働の制限
- (4) 法で定める次の深夜業の制限のいずれかについて、法の規定を上回る措置を講じていること。
 - ① 育児を行う労働者の深夜業の制限
 - ② 家族介護を行う労働者の深夜業の制限
- (5) 法で定める次の勤務時間の短縮等について、法の規定を上回る措置を講じていること。
 - ① 育児のための勤務時間の短縮等
 - ア 短時間勤務の制度(子が3歳以上のもの)
 - イ フレックスタイム制
 - ウ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - エ 労働者が利用する子育てサービスの費用の助成
 - ② 家族介護のための勤務時間の短縮等(利用開始日から3年の間で2回を上回るもの)
 - ア 短時間勤務の制度
 - イ フレックスタイム制
 - ウ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - エ 労働者が利用する介護サービスの費用の助成
- (6) 妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者に対し、再雇用の措置を講じていること。
- (7) 育児休業又は介護休業期間中の者に対し、職場復帰支援等の措置を講じていること。
- (8) 年次有給休暇の取得の促進及び所定外労働の削減に向けた措置を講じていること。
- (9) 事業所内託児施設を設置していること。
- (10) その他市長が特に優良と認める、仕事と生活の調和推進に関する取組みを行っていること。

(平28告示26の2・平29告示32の39・一部改正)

(審査)

第5条 市長は、申請書の内容が前条の認定基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(認定)

第6条 市長は、申請者が認定基準を満たすと認められる場合は、当該申請者を認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定した場合は、申請者にその旨を通知して、釜石市子育て応援

企業認定書(様式第2号)を交付するとともに、認定した企業名、年月日等認定の概要について、市の広報紙、市のホームページ等に掲載し、広く周知するものとする。

(取組状況の報告)

第7条 前条第1項の認定を受けた企業(以下「認定企業」という。)は、2年に1度、認定を受けた月の翌月末までに、仕事と生活の調和推進に関する取組状況を、釜石市子育て応援企業認定取組状況報告書(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第8条 認定企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、釜石市子育て応援企業認定変更届出書(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 住所

(認定の辞退)

第9条 認定企業は、認定基準を満たさなくなったとき又は認定継続の意思を失ったときは、速やかに釜石市子育て応援企業認定辞退届出書(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、認定企業が認定基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他認定企業として適当でなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、保健福祉部子ども課において所掌する。

(平23告示99の6・一部改正)

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年11月1日から施行する。

附 則(平成23年10月1日告示第99号の6)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成28年1月29日告示第26号の2)

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日告示第32号の39)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月5日告示第16号の2)

この告示は、制定の日から施行し、改正後の釜石市子育て応援企業認定制度実施要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

釜石市子育て応援企業認定制度実施要綱

様式第1号(第3条関係)

釜石市子育て応援企業認定申請書

年 月 日

釜石市長 あて

申請者 住 所
名 称
代表者の氏名



釜石市子育て応援企業認定制度実施要綱第3条の規定により、釜石市子育て応援企業の認定について、下記のとおり申請します。

1 企業の概要

企業の所在地	〒 ー		
フリガナ			
企業の名称			
業種			
資本金又は出資金	円		
従業員数	人(うち男性 人、女性 人)		
記入担当者の所属及び氏名			
電話番号	()	FAX番号	()
Eメールアドレス			

2 子育て応援に関する理念・方針

--

3 仕事と生活の調和推進に関する取組内容

別紙のとおり

備考1 企業の概要がわかるパンフレット等を添付すること。

備考2 就業規則(写)又は労働協約(写)を添付すること。

釜石市子育て応援企業認定制度実施要綱

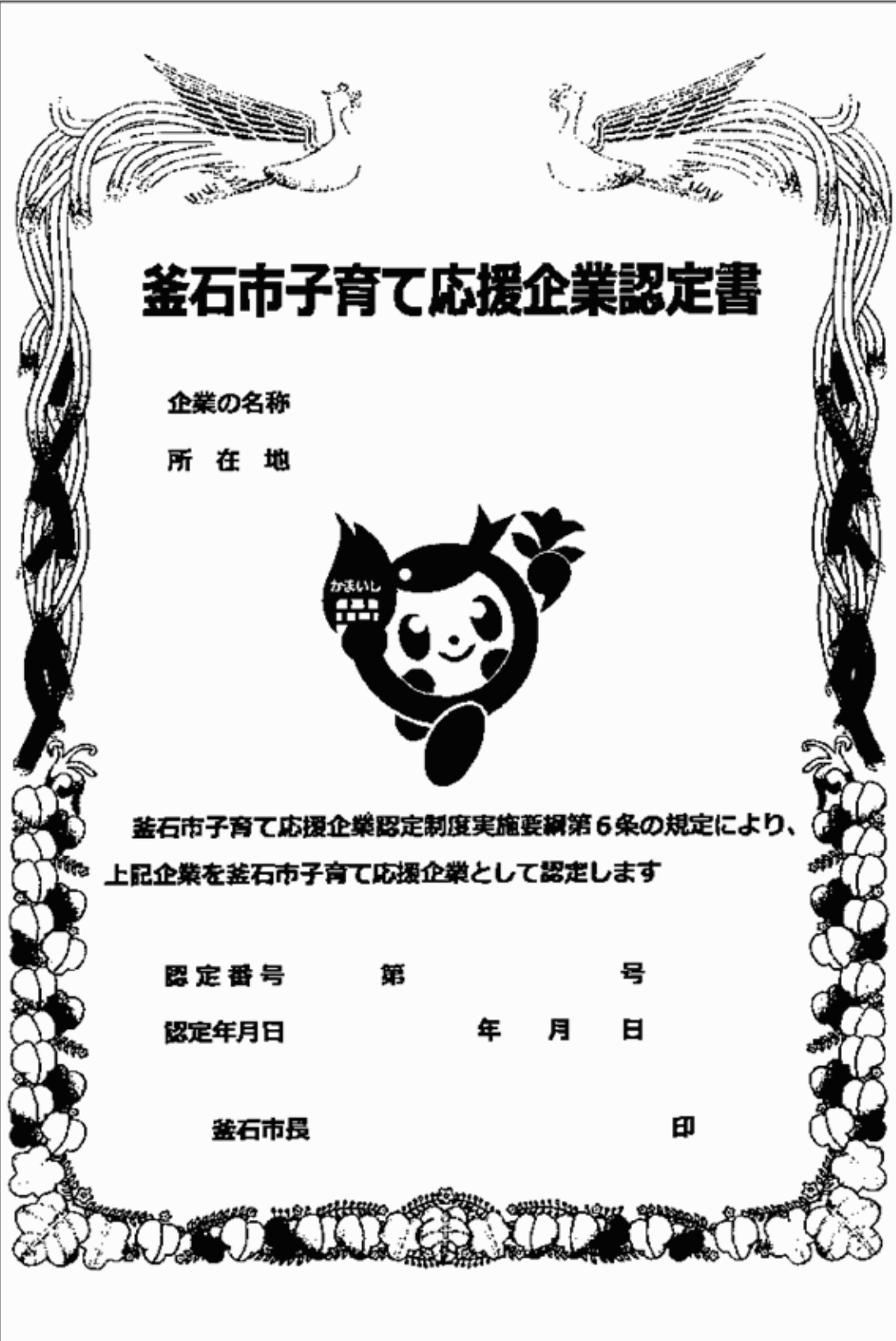
別紙 仕事と生活の調和推進に関する取組内容

	認定基準項目	該当する項目に○をつけてください	取組内容やその状況
(1)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「法」という。)で定める次の制度のいずれかについて、当該法律の規定を上回る措置を講じている。	/	/
	育児休業（子が1歳以上のもの）		
	介護休業（通算93日を上回る又は3回を上回る分割取得のもの）		
	子の看護休暇又は介護休暇		
(2)	法で定める次の所定外労働の制限のいずれかについて、当該法律の規定を上回る措置を講じている。	/	/
	育児を行う労働者の所定外労働の制限		
	家族介護を行う労働者の所定外労働の制限		
(3)	法で定める次の時間外労働の制限のいずれかについて、当該法律の規定を上回る措置を講じている。	/	/
	育児を行う労働者の時間外労働の制限		
	家族介護を行う労働者の時間外労働の制限		
(4)	法で定める次の深夜業の制限のいずれかについて、当該法律の規定を上回る措置を講じている。	/	/
	育児を行う労働者の深夜業の制限		
	家族介護を行う労働者の深夜業の制限		
(5)	法で定める次の勤務時間の短縮等について、当該法律の規定を上回る措置を講じている。	/	/
	育児のための勤務時間の短縮等		
	短時間勤務の制度（子が3歳以上のもの）		
	フレックスタイム制		
	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ		
	労働者が利用する子育てサービスの費用の助成		
	家族介護のための勤務時間の短縮等（利用開始日から3年の間で2回を上回るもの）		
	短時間勤務の制度		
	フレックスタイム制		
	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ		
労働者が利用する介護サービスの費用の助成			
(6)	妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者に対し、再雇用の措置を講じている。		
(7)	育児休業又は介護休業期間中の者に対し、職場復帰支援等の措置を講じている。		
(8)	年次有給休暇の取得の促進及び所定外労働の削減に向けた措置を講じている。		
(9)	事業所内託児施設を設置している。		
(10)	その他市長が特に優良と認める、仕事と生活の調和推進に関する取組を行っている。		

※ 取組内容が確認できる書類等を添付してください。

※ おおむね過去2年間の状況を記入してください。


様式第2号(第6条関係)



釜石市子育て応援企業認定書

企業
の
名
称

所
在
地



釜石市子育て応援企業認定制度実施要綱第6条の規定により、
上記企業を釜石市子育て応援企業として認定します

認 定 番 号 第 号

認 定 年 月 日 年 月 日

釜石市長 印


釜石市子育て応援企業認定制度実施要綱

様式第3号(第7条関係)

釜石市子育て応援企業認定取組状況報告書

年 月 日

釜石市長 あて

住 所
名 称
代表者の氏名 

釜石市子育て応援企業認定制度実施要綱第7条の規定により、仕事と生活の調和推進に関する取組状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 仕事と生活の調和推進に関する取組状況

備考1 取組内容が確認できる書類等を添付すること。

備考2 おおむね過去2年間の状況を記載すること。

釜石市子育て応援企業認定制度実施要綱

様式第4号(第8条関係)

釜石市子育て応援企業認定変更届出書

年 月 日

釜石市長 あて

住 所
名 称
代表者の氏名 ㊟

釜石市子育て応援企業認定制度実施要綱第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 変更内容

変更事項	変更前	変更後

備考1 「変更事項」の欄には、名称、代表者の氏名、住所の別を記載すること。

備考2 登記事項証明書等、変更事項を証明する書類を添付すること。

様式第5号(第9条関係)

釜石市子育て応援企業認定辞退届出書

年 月 日

釜石市長 あて

住 所
名 称
代表者の氏名 ①

釜石市子育て応援企業認定制度実施要綱第9条の規定により、認定を辞退したいので、認定書を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 辞退理由